

災害時相互応援協定書

三重県伊勢市と静岡県袋井市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、いずれかの市に災害が発生した時に、被災市の要請に基づき応急措置を円滑に遂行するため、基本的な事項について定める。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアの斡旋
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時収容のための施設の提供及び住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所の経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとし、応援に派遣した職員が、その業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が行うものとする。
- (2) 応援に派遣した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市への往復の途中に第三者に損害を与えた場合は、応援を行う市の責任とする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市が負担するものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第8条 各市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（雑則）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市が協議して定めるものとする。

（適用日）

第10条 この協定は、令和3年3月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各市記名・押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

三重県伊勢市長

鈴木健一



静岡県袋井市長

原田英之

